一　鳥獣　次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）・（二）	（略）
（三）　たか目	
たか科	オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）
（四）	（略）
（略）	

二・三　（略）

（証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの）

第二十九条　法第二十六条第一項の環境大臣が定める国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の国又は地域とする。ただし、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）については、この限りでない。

一～十六　（略）

（法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣）

第二十九条の二　法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣は、次の表に掲げる鳥獣（生きているものに限る。）とする。

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）　（略）	
（二）　たか目	
たか科	オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）
（三）　（略）	
（略）	

一　鳥獣　次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）・（二）	（略）
（新設）	（新設）
（三）	（略）
（略）	

二・三　（略）

（証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの）

第二十九条　法第二十六条第一項の環境大臣が定める国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の国又は地域とする。

一～十六　（略）

（法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣）

第二十九条の二　法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣は、次の表に掲げる鳥獣（生きているものに限る。）とする。

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）　（略）	
（新設）	（新設）
（二）	（略）
（略）	

別表第一　希少鳥獣（第一条の二関係）

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）～（一〇）　（略）	
（一一）　たか目	
たか科	オジロワシ（ハリアエエトゥス・アルビキルラ・アルビキルラ）
	オオワシ（ハリアエエトゥス・ペラギクス）
	カンムリワシ（スピロルニス・ケエラ・ペルプレクスス）
	チュウヒ（キルクス・スピロノトゥス・スピロノトゥス）
	リュウキュウツミ（アキピテル・グラリス・イワサキイ）
	（削る）
	サシバ（ブタストゥル・インディクス）
	オガサワラノスリ（ブテオ・ブテオ・トヨシマイ）
	イヌワシ（アクイラ・クリュサエトス・ヤポニカ）
	クマタカ（ニサエトゥス・ニパレンスィス・オリエンタリス）
（略）	

別表第一　希少鳥獣（第一条の二関係）

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）～（一〇）　（略）	
（一一）　たか目	
たか科	オジロワシ（ハリアエエトゥス・アルビキルラ・アルビキルラ）
	オオワシ（ハリアエエトゥス・ペラギクス）
	カンムリワシ（スピロルニス・ケエラ・ペルプレクスス）
	チュウヒ（キルクス・スピロノトゥス・スピロノトゥス）
	リュウキュウツミ（アキピテル・グラリス・イワサキイ）
	オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）
	サシバ（ブタストゥル・インディクス）
	オガサワラノスリ（ブテオ・ブテオ・トヨシマイ）
	イヌワシ（アクイラ・クリュサエトス・ヤポニカ）
	クマタカ（ニサエトゥス・ニパレンスィス・オリエンタリス）
（略）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十七条、第二十九条及び第二十九条の二の改正規定は、平成二十九年九月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。